

特定非営利活動法人横浜市合気道連盟定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人横浜市合気道連盟という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市泉区下和泉1丁目13番15号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く一般に対して、合気道に関する事業を行い、市民の心身の健全な育成及び地域におけるスポーツ文化の振興に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 地域安全活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 演武会の開催に関する事業
- (2) 合気道に関する講習会事業
- (3) 合気道の教授活動、広報活動事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上 5人以下
- (2) 監事 1人以上 2人以下

2 理事のうち、1人を理事長とし、若干名を副理事長とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 19 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 21 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員の選任等に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 25 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるこ

とができない。

..

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者が
ある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は
記名押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示
をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載
した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 30 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 31 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法

をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第34条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第34条及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつて

は、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 3 か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり同年 12 月 31 日に終わる。

(長期借入金)

第 47 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、法第 31 条第 1 項に掲げる事由により解散する。

2 法第 31 条第 1 項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する法人のうちから総会において選定したもの

に帰属するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイトの法人入力情報欄に掲載して行う。

第 10 章 事務局

(事務局の設置等)

第 53 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 11 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	星 裕二
副理事長	花咲 祥子
理事	林 彩
監事	牧野 明美

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日か

ら令和9年12月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年12月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員 個人 10,000 円 団体 10,000 円

賛助会員 個人 10,000 円 団体 10,000 円

(2) 年会費

正会員 個人 10,000 円 団体 10,000 円

賛助会員 個人 1 口 10,000 円 (1 口以上)

団体 1 口 10,000 円 (1 口以上)

(設 立 認 証 申 請 用)

役 員 名 簿

フリガナ	トクテイヒエイリカツドウホウジンヨコハマシアйкиドウレンメイ
特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人横浜市合気道連盟

役 名	フリガナ 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無	備 考
理 事	ホシ ユウジ 星 裕二		なし	理事長
理 事	ハナサキ ショウコ 花咲 祥子		なし	副理事長
理 事	ハヤシ アヤ 林 彩		なし	
監 事	マキノ アケミ 牧野 明美		なし	

◇ 役員は、法第20条の欠格事由に該当しないこと、法第21条による親族規定に反しないことが必要です。

◇親族規定の考え方

役員総数が5人以下の場合、配偶者も三親等以内の親族（以下、「親族等」といいます。）（※）も含むことはできません。

役員総数が6人以上の場合、各役員につき、1人だけ親族等を含むことができます。

（※）三親等以内の親族

父母、子、祖父母、孫、伯叔父母、甥姪（血族及び姻族とも）（6ページ参照）

◇ 役員報酬を受けることができる者は、役員総数の3分の1以下です。

設 立 趣 旨 書

横浜市合気道連盟は、1996 年に横浜市において合気道のさらなる普及・発展を目的として設立されました。横浜市には多くの合気道団体が存在し、それらを集結する連携組織として当連盟が発足し、以来、演武大会の開催、指導員研修、稽古会、合気道教室の実施など様々な事業を継続して行ってきました。

また、1997 年には公益財団法人横浜市スポーツ協会（旧 横浜体育協会）に加盟し、現在にいたるまで継続して加盟団体として活動しております。

ここで、「なぜ今、合気道が注目されているか」をご説明させていただきます。合気道は、20 世紀前半に創始した比較的新しい武道です。その最大の特徴は、相手と争わず、相手の力を利用して制することにあります。 その特徴として以下の 4 つがあげられます。

争わない武道

合気道には試合や競技がありません。相手を打ち負かすことを目的とせず、むしろ相手と調和し、一体となることを目指します。

相手の力を利用する

相手の攻撃に対して、力で対抗するのではなく、相手の力を受け流したり、捌いたりして利用します。これにより、体力に自信がない方や女性、子どもでも学ぶことができる護身術としても優れています。

心身の鍛錬

合気道は、単なる技の習得だけでなく、精神と肉体を鍛え、自己を高めることを目的としています。稽古を通じて、集中力や落ち着き、身体意識を高めることができます。欧米では「動く禅」と表現されることもあります。

安全な稽古

相手を傷つけることを良しとしないため、稽古では安全が重視されます。投げたり抑えたりする際も、相手に痛みを与えないように工夫されています。そのため、年齢や性別に関わらず、多くの方が一緒に稽古を楽しめます。

以上のように、子どもから大人まで、性別によらずいつでも始められる武道として、生涯教育の一端をになっております。

子どもから大人まで幅広い年齢層の中で稽古することは、子どもたちの情操教育や礼儀作法、マナーを身に着ける機会にもなりますし、なにより日々の鍛錬を積むことで困難に打ち勝とうとする気持ちが芽生えます。

また、当連盟では壮年期にあたる会員も大勢稽古に励んでおります。健康寿命を延ば

し、いつまでも若々しく自らの生活を楽しめる体力作りの場としても広く役立っております。

来る 2026 年 2 月 23 日には「第 25 回横浜市合気道連盟演武大会」を開催予定です。途中、新型コロナウイルス感染症の影響により 3 年間開催を見送ったため年数に差異が生じておりますが、連盟としての歩みを象徴する重要な機会であるにとらえております。

当連盟は、横浜市における合気道の普及・発展を公益的に推進することを目的として活動してまいりました。しかし、任意団体のままでは社会的信頼性や運営の透明性を十分に確保することが難しく、組織としての責任体制や財務管理を明確にすることにも限界があります。特定非営利活動法人は、非営利性・公益性・透明性が法制度として担保されていることから、行政機関や地域団体との連携、助成制度の活用、市民に対する説明責任の遂行など、公益的な事業を進めるために最も適した法人格です。

以上の理由から、当連盟の事業目的および今後の活動展開に最も相応しい法人格として、特定非営利活動法人を設立することといたしました。

令和 7 年 10 月 11 日

特定非営利活動法人 横浜市合気道連盟

星 裕二

2026 年度事業計画書

特定非営利活動法人 横浜市合気道連盟

1 事業活動方針

本法人の設立初年度は、本格的な事業実施に向けて指導員の育成を進め、演武会、稽古会の実施、その PR と会員募集を行う。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 演武会の開催に関する事業

ア 演武会開催

- ・内 容 演武会の開催
- ・日 時 2026 年 2 月 23 日 (月・祝)
- ・場 所 横浜武道館
- ・従事者人員 9 人
- ・受益対象者 合気道の習得を希望する市民 200 人
- ・支出見込額 109,000 円

イ 交流会開催

- ・内 容 横浜合気道連盟 25 周年交流会
- ・日 時 2026 年 2 月 23 日 (月・祝)
- ・場 所 ロイヤルホール横浜
- ・従事者人員 9 人
- ・受益対象者 合気道の習得を希望する市民 100 人
- ・支出見込額 900,000 円

② 合気道に関する講習会事業

- ・内 容 講習会、稽古会
- ・日 時 2026 年 8 月 8 日 (土)
- ・場 所 横浜武道館
- ・従事者人員 4 人
- ・受益対象者 合気道の習得を希望する市民 70 人
- ・支出見込額 50,000 円

③ 合気道の教授活動、広報活動事業

- ・内 容 武道合同連絡協議会の催し

- ・日 時 2026 年 10 月
- ・場 所 横浜武道館
- ・従事者人員 30 人
- ・受益対象者 合気道の習得を希望する市民 100 人
横浜市武道 10 団体 700 人
- ・支出見込額 10,000 円

2027 年度事業計画書

特定非営利活動法人 横浜市合気道連盟

1 事業活動方針

指導員の育成を進め、合気道教室の実施、演武会、稽古会の実施、その PR と会員募集を行う。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 演武会の開催に関する事業

- ・内 容 演武会の開催
- ・日 時 2027 年 2 月
- ・場 所 横浜武道館
- ・従事者人員 9 人
- ・受益対象者 合気道の習得を希望する市民 200 人
- ・支出見込額 109,000 円

② 合気道に関する講習会事業

- ・内 容 講習会、稽古会
- ・日 時 2027 年 8 月
- ・場 所 横浜武道館
- ・従事者人員 4 人
- ・受益対象者 合気道の習得を希望する市民 70 人
- ・支出見込額 50,000 円

③ 合気道の教授活動、広報活動事業

- ・内 容 武道合同連絡協議会の催し
- ・日 時 2027 年 10 月
- ・場 所 横浜武道館
- ・従事者人員 30 人
- ・受益対象者 合気道の習得を希望する市民 100 人
横浜市武道 10 団体 700 人
- ・支出見込額 10,000 円

活動予算書

成立の日から2026年12月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 横浜市合気道連盟

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	140,000		
賛助会員受取会費			
小計		140,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
施設等受入評価益			
小計			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	65,000		
小計		65,000	
4. 事業収益			
外部団体参加費料	20,000		
小計		20,000	
5. その他収益			
受取利息	1,000		
雑収益			
交流会参加費	900,000		
小計		901,000	
経常収益計			1,126,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
稽古会指導料	12,600		
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費	905,000		
人件費計	917,600		
(2) その他経費			
会場借上費	70,400		
設備費	4,950		
記念品	71,050		
会議費	5,000		
その他経費計	151,400		
事業費計		1,069,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
支払い家賃			
水道光熱費			

減価償却費			
支払利息			
会議費	2,000		
会費	55,000		
その他経費計	57,000		
管理費計		57,000	
経常費用計			1,126,000
当期経常増減額			0
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
小計		0	
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
小計		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			210,000
次期繰越正味財産額			210,000

活動予算書

2027年1月1日から2027年12月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 横浜市合気道連盟

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	140,000		
賛助会員受取会費			
小計		140,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
施設等受入評価益			
小計		0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	65,000		
小計		65,000	
4. 事業収益			
外部団体参加費料	20,000		
小計		20,000	
5. その他収益			
受取利息	1,000		
雑収益			
小計		1,000	
経常収益計			226,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
稽古会指導料	12,600		
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費	5,000		
人件費計	17,600		
(2) その他経費			
会場借上費	70,400		
設備費	4,950		
記念品	71,050		
会議費	5,000		
その他経費計	151,400		
事業費計		169,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
支払い家賃			
水道光熱費			
減価償却費			

支払利息			
会議費	2,000		
会費	55,000		
その他経費計	57,000		
管理費計		57,000	
経常費用計			226,000
当期経常増減額			0
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
小計		0	
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
小計		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			210,000
次期繰越正味財産額			210,000